

○東京都市大学大学評価室規程

平成29年9月11日
制 定

改正 令和6年3月26日

(設置)

第1条 東京都市大学学長会議に、大学評価室(以下「評価室」という。)を設置する。

(目的)

第2条 評価室は、東京都市大学学則第1条の2及び東京都市大学内部質保証方針に基づき、本学の教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たすため、自己点検・評価の実施に関する企画・立案並びに自己点検・評価結果に対する提言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 評価室に、室長及び室員を置き、必要に応じて副室長を置くことができる。

- 2 室長は、学長が任命し、評価室の業務を統括する。
- 3 室員は、本学専任教職員の中から学長が任命する。
- 4 副室長は、室員の中から室長が任命する。
- 5 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(業務)

第4条 評価室は、第2条の目的を推進するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己点検・評価に関する業務
- (2) 認証評価に関する業務
- (3) 内部質保証に関する調査研究並びに提言
- (4) その他、上記に関連する業務

(会議)

第5条 評価室に、大学評価室会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、室長の招集により、又は室員過半数の要請により開催する。
- 3 室長及び室員は、会議の構成員となる。
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席構成員の過半数により決する。
- 5 室長は、必要と認めたとき、構成員以外の教職員又は学外関係者を出席させることができる。

(所管部署)

第6条 この規程の所管部署は、企画・広報部企画・広報課とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長会議が行う。

付 則(令和6年3月26日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。